

上越市新幹線駅周辺地区まちなみ検討会議

委 員 名 簿

(50音順)

氏名	在籍・職位等	
飯塚 むつこ	公募市民	会社経営 カラーコーディネーター
伊藤 えり子	造園工事業	(株)英香園取締役
内山 勇人	商業・観光業	上越青年会議所理事長
大島 政義	地元代表者	和田地区振興協議会会長 上越市北陸新幹線建設促進まちづくり協議会会長
黒野 弘靖	学識経験者	新潟大学工学部建設学科 准教授
関 由有子	建築士	せきゆうこ設計室主宰
田中 弘邦	商業・観光業	上越商工会議所会頭 上越観光コンベンション協会会長
平野 仁	公募市民	会社役員
水野 一郎	学識経験者	金沢工業大学環境・建築学部教授(学部長)
本山 雅彦	旅行業	(株)JTB関東上越支店長

オブザーバー

氏名	在籍・職位等
奥野 賢	新潟県土木部都市局都市政策課長
戸松 裕	新潟県交通政策局交通政策課長
西田 聰	JR東日本新潟支社総務部企画室長
佐藤 正人	鉄道・運輸機構北陸新幹線建設局次長

上越市新幹線駅周辺地区まちなみ検討会議設置要綱

(設置)

第1条 新幹線駅周辺地区における駅舎その他の建築物等のデザイン、配置等の調和を図り、当該地区において統一された街並みを形成するために策定する新幹線駅周辺地区まちなみ形成構想（仮称）（以下「まちなみ構想」という。）について検討するため、新幹線駅周辺地区まちなみ検討会議（以下「まちなみ検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちなみ検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新幹線駅周辺地区における街並みの検討に関すること。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が整備を進める上越駅（仮称）の駅舎その他の建築物等のデザインに関すること。
- (3) まちなみ構想に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 まちなみ検討会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 景観、都市計画、土木、建築、造園等に関し優れた識見を有する人
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 まちなみ検討会議の委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 まちなみ検討会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、まちなみ検討会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 まちなみ検討会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 まちなみ検討会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第8条 まちなみ検討会議の庶務は、新幹線・交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、まちなみ検討会議の運営に関し必要な事項は、まちなみ検討会議が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年5月29日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。